

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和6年度第6回)議事録

1 開催日時 令和7年3月27日(木) 開会:午後2時、閉会:午後3時2分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階会議室3-2

3 出席委員

会 長	杉浦 弘樹	委 員	石井 美喜男
副会長	大熊 賢滋	委 員	望月 英太郎
委 員	太田 輝男	委 員	松並 秀年
委 員	井上 裕二	委 員	佐々 美穂
委 員	矜田 稲子	委 員	岡寄 圭次郎
委 員	井村 紀子		

(欠席委員)

委 員	栗林 典代	委 員	中村 武仁
委 員	石川 尚子		

4 出席職員

福祉部長	金子 則彦	高齢者支援課長	川邊 孝昭
介護保険課長	小幡 久美子	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課副課長 [認定・給付班長]	鹿島 健志	高齢者支援課 地域包括支援班長	三沢 ひとみ
介護保険課 管理班長	渡辺 徳人	高齢者支援課 主査	松尾 孝洋
介護保険課 管理班 主幹	野呂 幸晴		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 次 第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議題

(1)地域密着型通所介護事業者の指定について

- (2) 令和6年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新結果について
- (3) 令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (4) 令和6年度介護給付適正化計画の取組について
- (5) 令和6年度地域ケア会議の実績について
- (6) 令和7年度地域包括支援センター運営方針について
- (7) 令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (8) 令和7年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて
- (9) その他

(4) 閉会

7 議 事

事務局 (渡辺班長)	本日はご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は12名でございます。したがいまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、令和6年度第6回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、栗林委員、中村委員が所要のため欠席との報告をいただいております。 初めに、杉浦会長、あいさつをお願いいたします。
杉浦会長	(杉浦会長あいさつ)
事務局 (渡辺班長)	ありがとうございました。 議事に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 ・会議次第、議題(1)資料、議題(2)資料、議題(3)資料、議題(4)資料、議題(5)資料、議題(6)資料、・議題(7)資料、議題(8)資料 以上、次第を含めて事前に送付させていただいた資料でございます。不足等はありませんでしょうか。
	(発言者なし)
事務局 (渡辺班長)	会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、杉浦会長にお願いしたいと思います。 杉浦会長、よろしくお願いいたします。
杉浦会長	議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (渡辺班長)	本日の会議は、公開でございます。議事録につきましては、市ホームページ及び市役所中庁舎3階市政情報室にて公開してまいりますのでご了承ください。

	い。 委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。 本日の傍聴の申し出はございません。以上です。
杉浦会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。
	(発言者なし)
杉浦会長	それでは、議事に入らせていただきます。 本日の議題は、「その他」を含め、9件でございます。 会議次第をご覧ください。 議題(1)は、事務局から説明を受け、ご意見をいただくもの、議題(2)から議題(5)までと、議題(8)については、それぞれ事務局から報告するものです。 議題(6)と議題(7)は、事務局から説明を受け、審議の上、採決をするものでございます。 事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。
事務局 (野呂主幹)	【議題(1)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑意見等、何でも結構でございます。疑問に思った点等がございましたら、遠慮なく挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(大熊副会長挙手)
杉浦会長	大熊副会長どうぞ。
大熊副会長	専用のもので新築でしょうか。
事務局 (野呂主幹)	新築でございます。
大熊副会長	基準はクリアされているのですね。
事務局 (野呂主幹)	面積等についても確認を行っております。また必要な休憩場所、事務所、相談室等についても確認しております。
大熊副会長	平屋ですか、2階建てですか。
事務局 (野呂主幹)	平屋です。
大熊副会長	安全性が高いということですね。
杉浦会長	はい。他にはございませんか。どんなことでも結構でございます。よろしいですか。 意見は無いようですので、運営協議会としての意見は無しといたします。 次に移させていただきます。 議題(2)の「令和6年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新結果について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (渡辺班長)	【議題(2)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑、意見等結構でございます。何かありましたらよろしくお願いいたします。
	(質疑・意見なし)
杉浦会長	それでは、次の議題に移らせていただきます。 議題(3)の「令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (松尾主査)	【議題(3)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。議題(3)につきまして質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。わからないことでも結構でございます。何かありましたらよろしくお願いいたします。
杉浦会長	よろしいですか。質疑がないようですので、次に移らせていただきます。 議題(4)の「令和6年度介護給付適正化計画の取組について」でございます。まずは事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (渡辺班長)	【議題(4)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。資料に基づいて何かお聞きしたいことがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(佐々委員挙手)
佐々委員	議題(4)資料2の要支援・要介護認定の適正化の令和6年度の取組内容と評価についてですが、認定調査員の研修で市の職員が集合形式の実施で8名参加とあり、市内事業所勤務職員の参加が4事業所8人とありますが、認定調査員は合計16名ということですか。
事務局 (鹿島班長)	認定調査員につきましては市で雇用している職員は8名となります。 事業所から参加していただいた8名は市の調査員ではなく、委託可能な事業所のケアマネジャーです。市の調査員としましては8名です。
佐々委員	そうすると、この人数で認定調査をこなさなければいけないのが現実ですか。
事務局 (鹿島班長)	今現在は8名の会計年度任用職員で、認定調査を行っております。近年、認定調査の件数が増えてきておりますので、1月から職員も認定調査員として調査を実施しております。 来年度から1名調査員の増やすとともに、勤務体制を週2日だった調査員を週3、週4にするなど、調査回数を増やすことを考えております。
佐々委員	わかりました。私も現場でケアマネジャーをしていて、すごく認定調査の結

	果が遅くて、暫定でサービスを開始して結果が違ったということもあるので、注意しながらサービス提供してもらっています。私も7年度から調査員をしようと思っています。少ない件数しか協力できないと思いますが、微力ながらやらせていただきたいと思いますので、予算の増を含めてお願いします。
事務局 (鹿島班長)	佐々委員からも来年度の認定調査委託を受けても良いと言われて、事務局としてはありがたいと思っております。「少数ですが」と言っていたきましたが、それだけでも審査までの日数が減ることになりますので、それに甘えることなく、予算と取組について考えていきますのでご協力をお願いします。
杉浦会長	よろしいですか。ありがとうございました。 一人の認定調査員が年間どれぐらい調査するかはわかりますか。
事務局 (鹿島班長)	2月末までの申請件数で2, 122件となっています。基本的には認定調査員が調査したものを複数の職員で選択肢が間違っていないかチェックを行っています。2, 122件が、申請があったうち調査が終わった件数がとなっています。
杉浦会長	ありがとうございます。3月を含めると2, 300件、2, 400件ぐらいになる。8名で割ると1人300件になる。委託を含めて調査員が倍になれば、1人150件ぐらいになる。年間で1人そのくらい審査するとなると大変ですね。より慎重に行っていただきたいと思います。他にいかがですか。
太田委員	介護認定は重要なことですが、認定調査は自宅へ訪ねて、対象者と面談をするということですか。体の動き等を判断して要介護いくつと決めるわけですね。
事務局 (鹿島班長)	介護認定申請の申請を受け付け、市の調査員がご自宅や病院に伺って、ご本人の状態を確認させていただくのが、認定調査でございます。その場所で介護 1 というように決めるわけではありません。そこで調査した結果を介護認定審査会の委員が資料を見ながら決定します。
太田委員	わかりました。
杉浦会長	よろしいですか。他にはどうでしょうか。 松並委員。
松並委員	先ほど佐々委員からも意見が出ましたが、私は介護事業者ですので、請求にも関係してしまして、追い討ちをかけるようで、大変申し訳ないですが、認定は確かに遅れていて、我々としては月遅れ請求といった事態になっております。 例えば、3月末までに認定が切れるとなると、次からの介護度が、どうしても次の4月の請求は5月10日まで終わらせなければならない。 月遅れ請求になってしまうので、せめて4月末までに次の介護度が決まっていれば、請求はクリアできるので、その範囲に収めてもらいたいというのが事業者としての意見です。

事務局 (鹿島班長)	ケアマネジャーや事業者の方については、おっしゃられたとおり、期限内に結果が出ないといったところもありまして、ご迷惑をおかけしていることは、もちろん認識しています。先ほど説明したとおり令和7年度は認定調査員を増やして実施していきます。努力いたしますのでご理解いただければと思います。
杉浦会長	はい、ありがとうございました。 なるべく急いでいただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。どんなことでも結構でございます。 それでは次の議題に移らせていただきます。 議題(5)「令和6年度地域ケア会議の実績について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長)	【議題(5)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。 地域ケア会議は一般の人ですと、ちょっと耳慣れない言葉でございますが。 何でも結構でございます。なにか気になったことがございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。 続きまして議題(6)でございます。こちらは審議案件でございます。「令和7年度地域包括支援センター運営方針について」、事務局の説明を求めます
事務局 (三沢班長)	【議題(6)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。地域包括支援センターの令和7年度の運営方針ということでございます。 7月から昭和・根形地区に新しい地域包括ができるということでございます。何か質疑、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。 それでは質疑意見等がないようですのでこれより採決に移らせていただきます。 議題(6)「令和7年度地域包括支援センター運営方針について」認めることに賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
杉浦会長	全員賛成でございます。よって議題(6)は承認されました。 次の議題に移らせていただきます。議題(7)でございます。議題(7)「令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」事務局の説明を求めます。
事務局 (三沢班長)	【議題(7)に関する説明】
杉浦会長	ありがとうございました。介護ケアマネジメント業務委託についてということで、35事業所の委託の審議でございます。

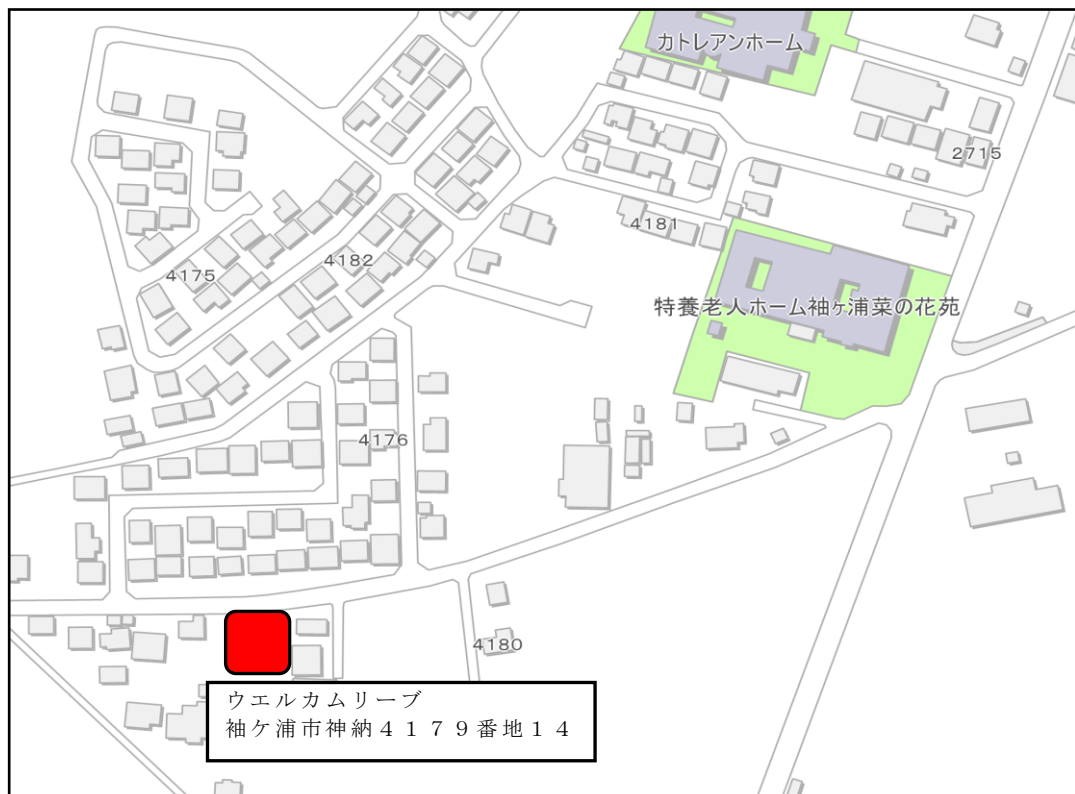
	質疑ご意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。 ないようですので、採決に移らせていただきます。 議題(7)、「令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
杉浦会長	全員賛成でございます。 よって、議題(7)については承認されました。 それでは次の議題に移らせていただきます。議題(8)「令和7年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて」事務局の説明を求めます。
事務局 (渡辺班長)	【議題(8)に関する説明】
杉浦会長	何か指摘事項等ございましたら、なんでも結構でございます。よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。日程が決まっておりますので、ご予定の方よろしくお願ひいたします。 それでは最後に議題(9)でございます。その他でございますが、初めに委員の皆様方から何かございますか。今まであった議題の振り返り、あるいはその他でも結構でございます。 今年度最後の協議会でございますので何か意見等ご自身の考えで結構でございます。ありましたらお願ひしたいと思いますが何かございますか。 それでは次に事務局から連絡事項等ありましたらお願ひいたします。
事務局 (金子部長)	私から1点ご案内させていただきます。令和7年4月1日の定期人事異動の内示が3月21日にございまして、私と小幡介護保険課長、鹿島介護保険課副課長の3人が異動することとなりましたのでご報告させていただきます。 介護保険運営協議会委員の皆様には大変お世話になりました。 今回、人事異動によりまして4月から事務局の体制変わることにありますが、引き続きよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。
杉浦会長	ありがとうございました。 本日予定していた案件はこれで全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 以上で議長の任とかさせていただきます。お返しいたします。
事務局 (渡辺班長)	ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年度第6回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

議題（１）地域密着型通所介護事業者の指定について

１．地域密着型通所介護（１件）

項 目	内 容
申請者名	特定非営利活動法人 就労生活定着支援センターリーブ
申請者所在地	袖ヶ浦市長浦駅前６丁目１７番地５
代表者氏名	勝田 文典
事業所名称	ウエルカムリーブ
事業所の所在地	袖ヶ浦市神納４１７９番地１４
サービス種別	地域密着型通所介護
利用定員	１０名
指定年月日	令和７年４月１日

２．位置図



基準要件確認表 地域密着型通所介護

根拠条文…袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 従業者の員数	①生活相談員 勤務時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	第54条の2	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し	○ 1を確保している
	②介護職員 単位ごとに、サービス提供時間数に応じた配置が必要。（提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。） ※利用定員15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。 ※定員が10名以下の場合は、サービス提供時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。			○ 平均提供時間数を上回る介護職員が確保されている
	③看護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。 ※定員が10名以下の場合は、サービス提供時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。			○ 利用定員が10人のため、提供時間数を上回る介護職員が確保されていることで基準を満たしている
	④機能訓練指導員 1以上。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧士の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務することも可。			○ 1を確保している
2 管理者	指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第54条の3	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○ ただし書の規定を適用し、他の事業所の職務を兼務している。
II 設備に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 設備に関する基準	①食堂及び機能訓練指導室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上。また、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	第54条の4	・平面図 ・写真	○ 基準面積30㎡のところ101.12㎡を確保している
	②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。			○
	③静養室・事務室 有すること			○
	④消防設備等 非常災害に際して必要な設備を備えること。			○

Ⅲ 運営に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用にあたっての留意事項 (8) 個人情報の取扱い方法 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) その他運営に関する重要事項	第54条の11	・運営規程	○
2 勤務体制の確保等	指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。	第54条の12	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○
3 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	第54条の14	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制	○
4 衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	第54条の15	感染症の予防及びまん延の防止のための指針	○
5 地域との連携等	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置する。	第54条の16	運営推進会議の構成員	○ 地域住民の代表者については自治会の令和7年度役員改選後に決定
6 事故発生時の対応	指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	第54条の17	・損害賠償保険証書の写し等	○
7 苦情処理	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	第54条の19において準用する第35条	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○

議題（２） 令和6年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新結果について

指定地域密着型（介護予防）サービスにおけるサービス事業者の指定更新について、令和6年度において指定期間満了に伴う指定更新が3事業者あったことから報告するものです。

指定地域密着型（介護予防）サービスについては、介護保険法第78条の2及び第115条の12の規定に基づき、所在地の市町村長が指定を行います。

なお、介護保険法第78条の12及び第115条の21の規定により準用する第70条の2の規定により、指定期間の効力は6年間となっています。

【指定更新】

事業所名	所在地	サービス種別	運営主体			更新前		更新後	
			法人名	代表者役職	代表者氏名	指定(更新)日	指定終了日	指定更新日	指定終了日
グループホーム憩新棟	袖ヶ浦市 横田1709-3	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	有限会社 憩	代表取締役	若林 和秀	(更新) 平成30年8月1日	令和6年7月31日	令和6年8月1日	令和12年7月31日
デイサービスみどりの風 そでがうら	袖ヶ浦市 下泉1425	地域密着型通所介護	社会福祉法人 みどりの風	理事長	武井 千尋	(更新) 平成30年11月1日	令和6年10月31日	令和6年11月1日	令和12年10月31日
あいず市原デイサービス	市原市 椎津657	地域密着型通所介護	アイズ有限会社	取締役	伊東 広大	(更新) 平成30年12月1日	令和6年11月30日	令和6年12月1日	令和12年11月30日

指定地域密着型サービス事業所一覧

(令和7年3月1日現在)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。

No.	事業所名	所在地
1	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	袖ヶ浦市蔵波3037-1
2	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納1-19-3 グローバル・ヴィレッジ10号

(2) 夜間対応型訪問介護・・・袖ヶ浦市では実施していません

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護があります。

(3) 地域密着型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられ、定員が18名以下の小規模な施設になります。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ADLサポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪265-1	10名
2	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居562	10名
3	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木157-1	14名
4	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場66-1	15名
5	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿303	10名
6	通所介護ベストケア	袖ヶ浦市大曾根1183-1	10名
7	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿88-5	18名
8	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉1424-3	15名
9	デイサービスみどりの風そでがうら	袖ヶ浦市下泉1425	18名
10	デイサービス陽氣ぐらし	袖ヶ浦市久保田1872-5	10名
11	百笑	袖ヶ浦市高谷1365	14名

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	3名

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	縁側よいしょ	袖ケ浦市大鳥居562	18名

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、排泄など、日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ならわの家	袖ケ浦市奈良輪718-1	18名
2	グループホーム憩	袖ケ浦市横田1708-1	9名
3	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	9名
4	グループホームあおぞら	袖ケ浦市神納2416-2	18名

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護・・・袖ケ浦市では実施していません

定員29名以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	みどりの丘	袖ケ浦市下泉1424-3	29名
2	みどりの樹	袖ケ浦市下泉1426	29名
3	和心苑	袖ケ浦市神納2840-1	29名
4	あかつき	袖ケ浦市神納2421-3	29名

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

施設への「通い」、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」（介護と看護）を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	セントケア看護小規模袖ケ浦	袖ケ浦市蔵波台3-10-2	29名

議題(3) 令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、指定期間満了に伴う指定更新が令和6年度中に6件あったことについても併せて報告いたします。なお、令和7年3月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は39事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）は39事業所、第1号訪問事業（訪問型サービスA）は4事業所を指定しています。（※参考資料）

【更新】

No	事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定有効期間	
				法人名	代表者役職	代表者	指定開始日	指定終了日
1	市原ムツミヘルパーステーション	千葉県市原市山田835-1	第1号訪問事業	株式会社サービスワン	代表取締役	手代木 正儀	令和6年6月1日	令和12年5月31日
2	ベストケア訪問介護	千葉県袖ヶ浦市神納1-19-3グローバルヴィレッジ10	第1号訪問事業	合同会社BMO	代表社員	新沼 徹	令和6年7月1日	令和12年6月30日
3	デイサービスみどりの風 きさらづ	千葉県木更津市笹子553番地	第1号通所事業	社会福祉法人みどりの風	理事長	武井 千尋	令和6年11月1日	令和12年10月31日
4	デイサービスみどりの風 そでがうら	千葉県袖ヶ浦市下泉1425	第1号通所事業	社会福祉法人みどりの風	理事長	武井 千尋	令和6年11月1日	令和12年10月31日
5	ヤックスデイサービス小櫃	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	第1号通所事業	株式会社ヤックスケアサービス	代表取締役	末 祐一郎	令和6年12月1日	令和12年11月30日
6	訪問介護ケアセンター絆	千葉県木更津市江川536番地1	第1号訪問事業	ケアセンター絆株式会社	代表取締役	築田 恵子	令和7年2月1日	令和13年1月31日

議題（3）資料

(参考資料)

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業所一覧

令和7年3月1日現在

第1号訪問事業サービス事業所

	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	事業所電話番号
1	1273400091	さつき会ヘルパーステーションカトレアンホーム事業所	千葉県袖ケ浦市蔵波2713-1	0438-63-2258
2	1273400380	ライフサポート彩輝	千葉県袖ケ浦市大曽根2-1	0438-63-6211
3	1273400570	げんき介護相談所	千葉県袖ケ浦市勝217-1	0438-62-4137
4	1270102484	らいおん介護事業所	千葉県千葉市中央区神明町6-2 小川ビル	043-215-8035
5	1271100073	グリーンパレス訪問介護事業所	千葉県木更津市長須賀1329	0438-25-2900
6	1271100263	中郷記念館ホームヘルパー	千葉県木更津市井尻951	0438-97-2721
7	1271100537	訪問介護ステーションたんぽぽ	千葉県木更津市祇園2-30-21	0438-30-4300
8	1271100578	訪問介護なごみ	千葉県木更津市東太田4-2-8	0438-97-0753
9	1271100768	太陽介護センター	千葉県木更津市貝渕1-9-3	0438-38-3222
10	1271101105	訪問介護事業所朝陽	千葉県木更津市請西南2-14-2-202	0439-50-1787
11	1271101295	木更津ムツミヘルパーステーション	千葉県木更津市太田4-12-21	0438-20-2171
12	1271101360	アースサポート木更津	千葉県木更津市木更津2-2-41	0438-23-7500
13	1271101816	訪問介護ケアセンター絆	千葉県木更津市江川536-1	0438-41-5572
14	1272400142	KT姉崎ヘルパーステーション	千葉縣市原市姉崎東2-2-6 ケイティビル8階	0436-60-3128
15	1272400829	ムツミヘルパーステーション	千葉縣市原市姉崎東3-3-7	0436-60-7610
16	1272401561	市原ムツミヘルパーステーション	千葉縣市原市山田835-1	0436-26-7771
17	1273000156	JAきみつ介護センター訪問介護事業所	千葉県君津市外箕輪4-31-45	0439-50-8836
18	1273000776	ヘルパーステーションやどりぎ	千葉県君津市人見1422-1	0439-88-6262
19	1273400844	袖ケ浦ムツミヘルパーステーション	千葉県袖ケ浦市神納796-10	0438-60-2002
20	1283400016	特定非営利活動法人在宅福祉サービス袖ケ浦ふれあい	千葉県袖ケ浦市久保田1777	0438-64-0802
21	1271102210	サンライズヘルパーステーション	木更津市清見台東2-3-1	0438-38-6248
22	1271102301	かもめヘルパーステーション	千葉県木更津市菅生689	0438-30-5338
23	1272403351	東友ヘルパーステーション姉崎	千葉縣市原市姉崎591-8	0436-61-8000
24	1272403526	さくらケア	千葉縣市原市桜台3-3-9	0436-66-6064
25	1273400968	ベストケア訪問介護	千葉県袖ケ浦市神納1-19-3グローバル・ヴィレッジ10号	0438-42-1194
26	1271102442	訪問介護さんぽ	千葉県木更津市清見台2-9-9	0438-38-3835
27	1273400919	ミサキ訪問介護事業所	千葉県袖ケ浦市蔵波2589	0438-53-7399
28	1273400984	訪問介護ファミリーケア【休止中】	千葉県袖ケ浦市代宿88-5	0438-40-4664
29	1273400992	ケア・サービス憩	千葉県袖ケ浦市横田1709-2	0438-75-7964
30	1272404821	コルザ市原	千葉縣市原市中高根699-2	0436-63-5137
31	1271102830	ハートケア訪問介護支援センター	千葉県木更津市清見台東1-23-1	0438-53-7831
32	1272404243	なでしこケア合同会社	千葉縣市原市松ヶ島2-10-13	0436-24-1735
33	1273401024	株式会社青い星	千葉県袖ケ浦市蔵波台4-20-11	0438-71-8143
34	1273100097	ホームヘルプサービスセンター金谷の里	千葉県富津市金谷1912-2	0439-69-8402
35	1271102913	フォレスト・ケア	千葉県木更津市大和2-6-8ミユキマンション304	0438-53-8855
36	1272404557	ヘルパーステーションめろでいー	千葉縣市原市新堀1334	0436-63-6750
37	1271103077	玄々堂ヘルパーステーション	千葉県木更津市中里231番地	0438-53-7185
38	1272404458	ヘルパーステーションちいきのわ	千葉縣市原市椎津2644-1	0436-98-5283
39	1271103051	つばき訪問介護事業所	千葉県木更津市永井作2丁目5番3号	0438-55-2994

(参考資料)

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業所一覧

令和7年3月1日現在

第1号通所事業サービス事業所

通番	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	事業所電話番号
1	1273400109	デイサービスセンターサニーヒル	千葉県袖ケ浦市久保田857-9	0438-63-0032
2	1273400125	袖ケ浦菜の花苑デイサービスセンター	千葉県袖ケ浦市神納4181-20	0438-62-6151
3	1273400471	瑞穂デイサービスセンター	千葉県袖ケ浦市野里1452-4	0438-60-5566
4	1271100081	グリーンパレス通所介護事業所	千葉県木更津市長須賀1305-2	0438-22-6611
5	1271100214	社会福祉法人慈心会デイサービスセンター南清苑	千葉県木更津市中尾623-1	0438-30-9611
6	1271100271	中郷記念館デイサービスセンター	千葉県木更津市井尻951	0438-97-2721
7	1271100628	デイサービスたんぽぽ	千葉県木更津市犬成906	0438-30-4567
8	1271101253	第二グリーンパレス通所介護事業所	千葉県木更津市長須賀1329	0438-25-2900
9	1271101501	リハビリデイサービスすまいる	千葉県木更津市真舟5-2-3	0438-38-6118
10	1271101907	医療法人社団史祥会房総メディカル第2クリニックデイサービスセンター	千葉県木更津市吾妻243-1	0438-38-6772
11	1272400175	デイサービスセンターゆうしゅう園	千葉県市原市天羽田1500-3	0436-66-2352
12	1272400373	日夕苑デイサービスセンター	千葉県市原市柏原271-1	0436-61-8600
13	1272402205	ヤックスデイサービスセンター姉崎	千葉県市原市姉崎2101 ヤックスドラッグ姉崎店内	0436-60-9910
14	1272403112	ケアステーションちいきのわ	千葉県市原市椎津2644-1	0436-98-5283
15	1273400828	ADLサポートひだまり	千葉県袖ケ浦市奈良輪265-1	0438-63-6650
16	1271102285	かもめの里デイサービス	千葉県木更津市菅生字岩崎741-1	0438-97-4511
17	1272403377	デイ東友姉崎	千葉県市原市姉崎591-8	0436-61-8000
18	1272403237	デイサービスセンター和気あいあい	千葉県市原市姉崎2580-1	0436-63-6603
19	1273400356	ちいたの福王台	千葉県袖ケ浦市坂戸市場66-1	0438-63-1222
20	1273400463	ちいたの平川	千葉県袖ケ浦市百目木157-1	0438-75-8111
21	1273400620	通所介護ベストケア	千葉県袖ケ浦市大曽根1183-1	0438-53-7102
22	1273400638	デイサービス陽氣ぐらし	千葉県袖ケ浦市久保田1872-5	0438-63-2424
23	1273400646	百笑	千葉県袖ケ浦市高谷1365	0438-71-1008
24	1273400679	デイサービスみどりの丘	千葉県袖ケ浦市下泉1424-3	0438-75-8700
25	1273400802	通所介護のんき	千葉県袖ケ浦市代宿303	0438-97-6778
26	1271102145	デイサービス笑和の郷	千葉県木更津市矢那3630-1	0438-38-6875
27	1272402965	リハビリデイサービスすまいる・姉ヶ崎	千葉県市原市椎津1035-10	0436-67-1117
28	1271102715	デイサービスみどりの風きさらづ	千葉県木更津市笹子553	0438-97-8686
29	1293400063	デイサービスみどりの風そでがうら	千葉県袖ケ浦市下泉1425	0438-75-8686
30	1273001550	ヤックスデイサービス小櫃	千葉県君津市末吉1054-1	0439-27-1510
31	1273000859	ケアセンターおびつ	千葉県君津市三田401	0439-35-3511
32	1271102749	レッツ倶楽部木更津	千葉県木更津市請西1-25-13カーサフィオーレ1階	0438-38-5561
33	1271102756	サンライズトレーニングデイ	木更津市清見台東2-3-1	0438-38-6248
34	1273400976	おとの里	千葉県袖ケ浦市野里1507	0438-38-6649
35	1293400097	デイサービス ホームルーム	千葉県袖ケ浦市代宿88-5	0438-53-8733
36	1271102855	リハブライド木更津	千葉県木更津市清見台3-8-10	0438-53-8696
37	1273100105	デイサービスセンター金谷の里	千葉県富津市金谷1912-2	0439-69-8402
38	1273401057	こひつじかずさ介護支援センター	千葉県袖ケ浦市横田4161	0438-60-5711
39	1271103069	シニアフィットネス介さん	千葉県木更津市朝日3-4-24	0438-97-7925

訪問型サービスA事業所

通番	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	事業所電話番号
1	1273400844	袖ケ浦ムツミヘルパーステーション	千葉県袖ケ浦市神納796-10	0438-60-2002
2	1273400570	げんき介護相談所	千葉県袖ケ浦市勝217-1	0438-62-4137
3	1273400091	さつき会ヘルパーステーションカトレアンホーム事業所	千葉県袖ケ浦市蔵波2713-1	0438-63-2258
4	1283400016	特定非営利活動法人在宅福祉サービス袖ケ浦ふれあい	千葉県袖ケ浦市久保田1777	0438-64-0802

議題（４） 令和６年度介護給付適正化計画の取組について

１．介護給付適正化計画について

介護給付適正化事業は、要介護者が適切で必要なサービスを受けられるよう、介護事業者のサービス提供体制や品質の向上を目指す取り組みです。

市では、国の指針（「介護給付適正化の計画策定に関する指針（令和５年９月１２日老介発０９１２第１号）」に基づき、令和６年度から８年度までの３カ年の計画を定め以下の３事業８つの取組を実施しております。

２．袖ヶ浦市の取組について

事業	事業の内容	取組項目
（１）要支援・要介護認定の適正化	・ 要介護認定の認定調査及び認定審査会について、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。	①認定調査の点検 ②認定調査員の研修 ③介護認定審査会委員の研修
（２）ケアプラン等の点検	・ 介護支援専門員が作成したケアプラン（サービス利用計画）の記載内容について点検及び支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ・ 住宅改修工事を行おうとする利用者の生活状況にあった改修かどうかの確認を行い、利用者の状態に合わない必要以上の工事を防ぐ。 ・ 福祉用具購入や貸与について利用者の生活状況にあったものかどうか点検や確認、指導を行う。	①ケアプランの点検 ②住宅改修の点検 ③福祉用具購入・貸与調査
（３）医療情報との突合・縦覧点検	・ 介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数等の確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行う。	①医療費情報との突合 ②縦覧点検

３．令和６年度の取組の内容と実績について

別添 「介護給付適正化計画の評価」のとおり。

介護給付適正化計画の評価

令和6年度分の評価

I 事業・取組内容

事業名		担当課	介護保険課
1 要支援・要介護認定の適正化			
【内容】	要介護認定の認定調査及び介護認定審査会について、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。		
実施方法	実施した認定調査について、選択項目と特記事項、主治医意見書との整合性について事後点検を行い、不明な点等について確認し、必要に応じて、認定調査員へ考え方などをフィードバックすることにより、認定調査員ごとの調査結果に偏りがないように努めます。 認定調査に従事する認定調査員及び介護認定審査会委員に対し、研修を行うことにより、知識の習得・向上のための取組を実施します。		
取り組み (計画)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	- 認定調査点検実施率 100% - 認定調査員の研修実施 1回 - 介護認定審査会委員の研修実施 1回	- 認定調査点検実施率 100% - 認定調査員の研修実施 1回 - 介護認定審査会委員の研修実施 1回	- 認定調査点検実施率 100% - 認定調査員の研修実施 1回 - 介護認定審査会委員の研修実施 1回

II 各年度の取組内容と評価

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組内容	- 認定調査点検の実施率 100% - 調査実施数 2, 122件（2月末時点）中 2, 122件について内容等の確認を実施。 - 認定調査員の研修実施回数 1回 - 市職員 2月27日集合形式で実施（8名参加） - 市内事業所勤務職員 令和7年1月～2月に県発信の研修（オンラインによる受講）により実施。参加者数4事業所8名 - 介護認定審査会委員への研修実施回数 1回 - 令和7年1月～2月に県発信の研修（オンラインによる受講）により実施。参加者数27名		
担当課評価	認定調査員に対し、調査の点検結果のフィードバック、研修の受講により、調査に対する共通認識の醸成と手法の標準化を図ることができた。 介護認定審査会委員に対し、県内統一の内容の研修を受講してもらうことで委員ごとの判断にばらつきが出ないよう標準化に努めることができた。		

介護給付適正化計画の評価

令和6年度分の評価

I 事業・取組内容

事業名		担当課	介護保険課
2 ケアプラン等の実施 (1) ケアプランの点検			
【内容】	介護支援専門員が作成したケアプラン（サービス利用計画）の記載内容について点検及び支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。		
実施方法	市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて、国の「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、利用者の自立支援に資するプランとなっているかなどに着目しながら点検を行います。		
取り組み (計画)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・ケアプラン点検の実施 12件	・ケアプラン点検の実施 12件	・ケアプラン点検の実施 12件

II 各年度の取組内容と評価

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組内容	ケアプラン点検の実施 11件 市内の介護支援専門員に対し、作成したケアプランについて面談形式で点検・助言等を実施。令和7年3月13日に実施した、居宅介護支援事業所を含めた市指定のサービス事業所集合研修において、点検時の内容等についてフィードバック研修を実施。		
担当課評価	面接形式で行うことにより、個々のケースについてより細かく、ケアマネジャーの「気づき」を促すことができ、また、参加していないケアマネジャーに対してもフィードバックすることにより、適切な給付の実施を支援することができた。		

介護給付適正化計画の評価

令和6年度分の評価

I 事業・取組内容

事業名			
2 ケアプラン等の点検 (2) 住宅改修の点検		担当課	介護保険課
【内容】	住宅改修工事を行おうとする利用者の生活状況にあった改修かどうかの確認を行い、利用者の状態に合わない必要以上の工事を防ぎます。		
実施方法	改修工事施工前に理由書、改修前写真、平面図の点検と、事後申請による施工状況の点検を実施します。		
取り組み (計画)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・住宅改修の点検（事前点検） 実施率 100%	・住宅改修の点検（事前点検） 実施率 100%	・住宅改修の点検（事前点検） 実施率 100%

II 各年度の取組内容と評価

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組内容	住宅改修の点検（事前確認）実施率 100% 点検実施数147件（2月末時点）中147件 事前申請時に申請書等の書類及び窓口において、利用者の状況にあった工事かどうか確認を実施。 事後申請時に、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を実施。		
担当課評価	事前の確認により、利用者の身体能力に合わせた住宅改修であるか等を判断し、利用者にとって真に必要な改修の実現を図ることができた。		

介護給付適正化計画の評価

令和6年度分の評価

I 事業・取組内容

事業名		担当課	介護保険課
2 ケアプラン点検等の実施 (3) 福祉用具購入・貸与調査			
【内容】	福祉用具購入や貸与について利用者の生活状況にあったものかどうか点検や確認、指導を行います。		
実施方法	福祉用具購入について、申請書、購入品のカタログ等の書類点検を行い、必要に応じ事業者や介護支援専門員に問合せを行うことにより、必要性の確認を実施します。 軽度者に対する福祉用具貸与について、貸与前にフェイスシートやケアプラン、利用票等の書類点検により、必要性の確認を実施します。		
取り組み (計画)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・軽度者福祉用具の確認実施率 100%	・軽度者福祉用具の確認実施率 100%	・軽度者福祉用具の確認実施率 100%

II 各年度の取組内容と評価

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組内容	軽度者福祉用具の確認実施率 100% 確認実施数34件(2月末時点)中34件 軽度者(要支援1、要支援2、要介護1)に対して原則認められていない一部の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように医師の所見やサービス担当者会議の記録をもとに確認を実施。 福祉用具購入については、申請内容を確認し同一品目がないか等の確認を実施。(2月末時点)190件		
担当課評価	軽度者に対して必要及び適切な貸与かどうかを判断することにより、利用者の身体状況に応じた福祉用具の利用を進めることができた。 福祉用具購入については、過去に同一品目の購入がないか等の確認を実施することにより不適切又は不要なサービスの抑制を図ることができた。		

介護給付適正化計画の評価

令和6年度分の評価

I 事業・取組内容

事業名		担当課	介護保険課
3 医療情報との突合・縦覧点検			
【内容】	介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数等の確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。		
実施方法	①医療費情報との突合 千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。 ②縦覧点検 千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、誤り等が発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。		
取り組み (計画)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	・医療情報との突合・確認実施率 100% ・縦覧点検の実施室 100%	・医療情報との突合・確認実施率 100% ・縦覧点検の実施室 100%	・医療情報との突合・確認実施率 100% ・縦覧点検の実施室 100%

II 各年度の取組内容と評価

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組内容	①医療費情報との突合・確認実施率 100% 国保連合会から提供されたデータ 288件中288件(2月末受信分まで) 国保連合会から提供された国民健康保険・後期高齢者医療保険受給データと介護保険給付データを突合し点検を実施。 ②縦覧点検の実施率 100% 国保連合会から提供されたデータ 5,968件中5,968件(2月末受信分まで) 国保連合会から提供された8帳票について点検を実施。		
担当課評価	点検の結果、請求内容等に疑義が発生した際には該当事業所に確認を行い、必要に応じて、事業所に適正な請求をするように促した結果、不要なサービスの利用の抑制を図ることができた。 過誤件数・金額 21件 147,972円 (介護保険課調べ 2月末までに再請求されたもので算定)		

第2節 介護給付の適正化（介護給付適正化計画）

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。

介護給付適正化事業は、要介護者が適切に必要なサービスを受けられるよう、介護事業者のサービス提供体制や品質の向上を目指す取組です。

本市では、国が示した「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、介護給付適正化計画を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を保ちつつ、必要な介護給付を受けられるよう、適切な認定と事業者による適正なサービス提供等のため介護給付の適正化を推進していきます。

■介護給付適正化の取組■

1 要支援・要介護認定の適正化（担当：介護保険課）

事業の内容

要介護認定の認定調査及び介護認定審査会について、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

実施方法

実施した認定調査について、選択項目と特記事項、主治医意見書との整合性について事後点検を行い、不明な点等について確認し、必要に応じて、認定調査員へ考え方などをフィードバックすることにより、認定調査員ごとの調査結果に偏りがないように努めます。

認定調査に従事する認定調査員及び介護認定審査会委員に対し、研修を行うことにより、知識の習得・向上のための取組を実施します。

2 ケアプラン等の点検（担当：介護保険課）

（１）ケアプランの点検

事業の内容

介護支援専門員が作成したケアプラン（サービス利用計画）の記載内容について点検及び支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

実施方法

市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて、国の「ケアプラン点検実施の手引き」に基づき、利用者の自立支援に資するプランとなっているかなどに着目しながら点検を行います。

(2) 住宅改修の点検

事業の内容

住宅改修工事を行おうとする利用者の生活状況にあった改修かどうかの確認を行い、利用者の状態に合わない必要以上の工事を防ぎます。

実施方法

改修工事施工前に理由書、改修前写真、平面図の点検と、事後申請による施工状況の点検を実施します。

(3) 福祉用具購入・貸与調査

事業の内容

福祉用具購入や貸与について利用者の生活状況にあったものかどうか点検や確認、指導を行います。

実施方法

- ・福祉用具購入について、申請書、購入品のカタログ等の書類点検を行い、必要に応じ事業者や介護支援専門員に問合せを行うことにより、必要性の確認を実施します。
- ・軽度者に対する福祉用具貸与について、貸与前にフェイスシートやケアプラン、利用票等の書類点検により、必要性の確認を実施します。

3 医療情報との突合・縦覧点検（担当：介護保険課）

事業の内容

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数等の確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

実施方法

① 医療情報との突合

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

② 縦覧点検

千葉県国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票をもとに、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、誤り等を発見した場合には、事業所等に適正な請求を行うよう指導します。

■これまでの実績■

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
要支援・要介護 認定の適正化	認定調査の検証・確認 1,737件（100％）	認定調査の検証・確認 1,644件（100％）	認定調査の検証・確認 2,000件（100％）
	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回	認定調査員の研修 1回
	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回	介護認定審査会 委員の研修 1回
ケアプラン点検	点検数 10件	点検数 12件	点検数 12件
住宅改修等の点検	住宅改修点検 173件（100％）	住宅改修点検 200件（100％）	住宅改修点検 200件（100％）
	軽度者福祉用具確認 45件（100％）	軽度者福祉用具確認 36件（100％）	軽度者福祉用具確認 50件（100％）
縦覧点検	点検件数 5,409件（100％）	点検件数 5,458件（100％）	点検件数 5,200件（100％）
医療情報との突合	突合件数 917件（100％）	突合件数 898件（100％）	突合件数 900件（100％）
介護給付費通知	発送数 8,387通（4回実施）	発送数 5,395通（2回実施）	発送数 5,500通（2回実施）

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R4)	R6	R7	R8
要支援・要介護認定の 適正化	認定調査点検実施率	%	100	100	100	100
	認定調査員の 研修実施	回	1	1	1	1
	介護認定審査会委員 の研修実施	回	1	1	1	1
ケアプラン等の点検	ケアプラン点検の 実施	件	12	12	12	12
	住宅改修の点検（事 前確認）実施率	%	100	100	100	100
	軽度者福祉用具の 確認実施率	%	100	100	100	100
医療情報との突合・ 縦覧点検	医療情報との突合・ 確認実施率	%	100	100	100	100
	縦覧点検の実施率	%	100	100	100	100

【「介護給付適正化計画」に関する指針について】

令和5年度まで (給付適正化主要5事業)	令和6年度から (給付適正化3事業)
要介護認定の適正化	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	ケアプラン点検
住宅改修等の点検・福祉用具の購入、貸与調査	住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	

国は令和6年度からの「介護給付適正化の計画策定に関する指針」（令和5年9月12日老介発0912第1号）を定め、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編することとしました。

議題（５）令和６年度地域ケア会議の実績について

１ 地域ケア会議について

（１）地域ケア会議実施の根拠

介護保険法第１１５条の４８第１項において、「市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議の設置に努めなければならない」とされています。

地域ケア会議は、多様な関係機関と、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を行うとともに、個別のケース検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアを推進していく方法の１つです。

（２）袖ヶ浦市における４つの構成（４種類の会議）

①自立支援型地域ケア会議

市内のケアマネジャーに主に要支援１・要支援２の利用者のケアプランを提供していただき、個別のケアプランについて、医療専門職を中心とした多職種が参加して「自立支援」に重点をおいた検討を行います。

②個別課題検討型地域ケア会議

ケアマネジャーやサービス事業所の方々に加え、民生委員や自治会役員の方々、警察等の関係機関にご出席いただき、個別ケースの課題解決について話し合います。

③地域課題検討型地域ケア会議

自治会などの単位で地域の課題を共有し、解決に向けた検討を行います。

④地域ケア推進会議

地域ケア会議を通して明らかになった市全体の課題を共有し、新たなサービスの整備や政策形成につなげるための検討を行います。

（３）経年実績

経年実績は、下記のとおりです。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
①自立支援型	１２回 ２４事例	１０回 ３０事例	１０回 ３０事例
②個別課題検討型	０件	３件	６件
③地域課題検討型	２件（１か所）	２件（１か所）	２件（１か所）
④地域ケア推進会議	１回	１回	１回

2 令和6年度の実績について

(1) 自立支援型地域ケア会議

ケアマネジャー等が事例提供者として会議出席し、多職種（10職種）の専門職からなる助言者等からの助言を受けるという会議スタイルで事例検討を行っています。

令和6年度は、昨年度に引き続き、Z o o mによるリモートの形式で下記のとおり、開催しました。

開催日等	概要
原則第3火曜 18:30～20:00 ①令和6年4月23日 ②令和6年5月21日 ③令和6年6月18日 ④令和6年7月16日 ⑤令和6年8月20日 ⑥令和6年9月17日 ⑦令和6年10月15日 ⑧令和6年11月19日 ⑨令和6年12月17日 ⑩令和7年1月21日 ※令和7年2月18日に評価会を開催	要支援認定に基づく介護予防サービス等を利用中の事例（計10回30事例）の検討を行いました。 事例検討の助言者として、医療介護関係の専門職（10職種）が参加しています。 助言者の延出席数は96名です。

(2) 個別課題検討型地域ケア会議

令和6年度は下記のとおり、2回の会議を実施しました。

開催日	地区	会議内容
令和6年5月17日	上泉	【参加者】 民生委員、ケアマネジャー、成年後見人等 【内 容】 ・現状の生活状況と検討課題の共有 ・課題に対する対応の検討
令和6年8月30日	高谷	【参加者】 民生委員、ケアマネジャー、介護サービス事業所等 【内 容】 ・現状についての情報と生活課題の共有 ・課題に対する対応策と役割分担の確認

(3) 地域課題検討型地域ケア会議

令和6年度は、下記のとおり、1地区について計2回の会議を実施しました。

開催日	地区	会議内容
令和6年5月22日	上泉 (もみの木台)	【参加者】 自治会長、老人会会長、百歳体操代表者、民生担当役員、住民代表、住民、民生委員、社会福祉協議会 【内 容】 ・住民主体の助け合い活動の現状について情報共有 ・地域で心配な高齢者について情報共有

令和6年10月23日	上泉 (もみの木台)	【参加者】 自治会長、老人会会長、百歳体操代表者、民生担当役員、住民代表、民生委員、社会福祉協議会 【内 容】 ・住民主体の助け合い活動の現状について情報共有 ・地域で心配な高齢者について情報共有
------------	---------------	--

(4) 地域ケア推進会議

ワーキンググループを実施し、地域ケア会議を通じて明らかになった課題を整理しました。

開催日	形態	会議内容
令和6年12月17日	ワーキンググループ	【参加者】 市内主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター、各地区地域包括支援センター、高齢者支援課 【内容】 ①地域課題への対応状況の報告 ②地域課題に対する解決策等について意見交換

3 令和6年度地域ケア推進会議ワーキンググループについて

(1) ワーキンググループの内容

①地域課題の対応状況の確認

昨年度のワーキンググループ等の地域ケア会議の中で出た課題を整理・分類し、ワーキンググループでの意見と実現した内容について共有をしました。

(表1)

ワーキンググループでの意見 (令和5年度)	実現した内容 (※令和6年度実施分のみ抜粋)
歯科衛生士による出張講座(高齢者サロン、シニアクラブ、小地域も含む)	介護予防教室:「口腔に関する講話」、「嚥下に関する講話」 地区社会福祉協議会サロン:「口腔に関する講話」
歯科検診等に関する情報提供 (チラシや啓発物)	※啓発チラシなし 成人歯科健診(30、40、50、60、70歳の方に個人通知・市内の指定歯科医院にて健診:健康推進課) 後期高齢者医療制度による歯科健診(76歳の方に個人通知・県内の指定歯科医院にて健診:保険年金課)
栄養面の知識も得たい	介護予防教室:「栄養に関する講話」
リハ職への身近な相談の場	※百歳体操測定会:百歳体操の団体により年に1~2回。

	PT（カトレアンホーム・袖ヶ浦さつき台病院）と運動指導員（ガウランド）に協力依頼。対応不可な場合は保健師により実施。
多くの人が参加できる近場で介護予防やラジオ体操ができる場を作る	百歳体操の団体に百歳体操以外のメニューを取組んでいる団体あり（ラジオ体操・ブレパサイズ・ふまねっと・ボッチャ等）
百歳体操の開催場所への送迎	チョイソコがうらや送迎ボランティアの活用
デイサービスの送迎車や介護タクシーの活用の可能性	生活支援体制整備事業：「運転ボランティア 学習・交流会」
積極的に活用し袖ヶ浦全域にチョイソコがうらを広げたい	R6. 10～チョイソコがうらの対象地区が市全域へ拡大 ※生活支援コーディネーターによるサロン等における申込・予約操作等支援を実施
補聴器の補助金	※身体障害者手帳（聴覚障害）所持者は補装具制度で支給可能（事前申請要）
サロンへの参加	おたすけ手帳による周知
移動販売の利用	生活支援コーディネーターによる調整 ※移動販売実施地区 R6. 10 現在 ヤックス：飯富、上泉、野里、坂戸市場、蔵波、蔵波台、川原井 コープ：野里、今井、高谷
学校帰りの中・高校生の高齢者の見守り	袖ヶ浦高校ボランティア同好会による放課後の見守り活動
民生委員との連携を深める	民生委員児童委員協議会研修：「（仮）ケアマネジャーとの関わりについて」
高齢化前の ACP の啓蒙	在宅医療介護連携事業研修：「人生会議（ACP）の基本について」、「ACP 事例検討会」

②地域課題に対する解決策等についての意見交換

「①地域課題の対応状況の確認」を踏まえ、4つのテーマを設定し、グループワークにてケアマネジャーや生活支援コーディネーターが取組めることを検討しました。ワーキンググループにて話し合ったテーマと主な検討内容は表2のとおりです。

（表2）

【テーマ①】 歯科・口腔ケアの必要性の周知 ・周知方法や講座の開催に関するアイディア ・歯科健診の活用の視点 ・歯科受診のハードルを下げする方法 【テーマ②】 自立支援の考え方の普及 ・自立支援という考え方を広める意識を持ち支援していくこと
--

- ・自立支援という考えを伝えていく方法

【テーマ③】訪問リハの利用

- ・ケアマネジャーとして利用のしづらさを感じる訪問リハについてその理由や対策
- ・短期集中型介護予防教室のケアマネジャーへの周知

【テーマ④】ケアマネジャーと生活支援コーディネーターとの連携・関係性を深める

- ・ケアプランに社会資源を組み込んでいくこと
- ・生活支援コーディネーターと関りをもつこと
- ・社会資源について、情報共有や情報交換を図ること

また、ワーキンググループ参加者からは表3（※一部抜粋）のような感想があり、ケアマネジャーと生活支援コーディネーターが相互に協力し合うことで地域づくりに繋がるという認識が得られました。

（表3）

主任ケアマネジャー：

- ・生活支援コーディネーターの仕事を知ったり、理解していきたい。
- ・自立支援について理解を促せるよう専門職が丁寧に説明をする必要がある。
- ・ケアマネジャーネットワークでできることを検討したい。
- ・地域資源の開発という視点を持って活動したい。

生活支援コーディネーター：

- ・生活支援コーディネーターの仕事がまだ知られていないことが分かった。
- ・ケアマネジャーが持っている地域の情報を収集していきたい。
- ・今回、挙げた意見を新たな視点として活動し、ケアマネジャーに還元していきたい。

（2）今後の事業展開について

ワーキンググループの中で提案された内容を関連する各会議に報告・提言するとともに、地域包括支援センターの事業展開にも活かし、地域づくりを推進していきます。

令和７年度
地域包括支援センター運営方針
(案)

令和７年４月
袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

1 策定の目的

この「地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

（１）「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

（２）「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

（３）「協働性」の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

4 業務推進の方針

（１）共通事項

ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

（ア） 管理者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理者を1名配置する。

（イ） 包括的支援事業担当者

原則、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

（ウ） その他の職員

（ア）・（イ）に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務が定める基準の内容を遵守する。

カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

キ 窓口機能の強化等

センターにおける業務全般及び相談窓口機能等の強化のため、下記のとおり各地区地域包括支援センター及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

(7) 地域包括支援センター

a 基幹型（昭和・根形地区）

名称 袖ヶ浦市地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市坂戸市場 1－1 袖ヶ浦市役所高齢者支援課内

※令和 7 年 7 月 1 日より開設予定

名称 袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市神納 4 1 8 1－2 8

袖ヶ浦菜の花苑敷地内

b 長浦・蔵波地区

名称 袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市蔵波台 7－2 4－2

c 中川・富岡・平岡地区

名称 袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター

所在地 袖ヶ浦市野里 1 4 5 2－4

袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内

(イ) ブランチ

a 昭和・根形地区ブランチ（令和 7 年 7 月 1 日の袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センターの開設とともに、事業終了）

名称 袖ヶ浦菜の花苑（特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内）

所在地 袖ヶ浦市神納 4 1 8 1－2 0

ク 感染症等への対応

センターの業務の遂行時における、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症等への対応については、国・県・市の対処方針等に留意しつつ、高齢者等の安全を第一に業務を遂行するとともに、年 1 回研修及び訓練を実施。

(2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

（４）介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

（５）介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

（６）市関係部局との連携方針

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

（７）その他の方針

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

５ 基幹型地域包括支援センターとしての機能

袖ヶ浦市地域包括支援センターは、各地区地域包括支援センターを支援する基幹型地域包括支援センターとしての業務を実施するものとする。

（１）各地区地域包括支援センターの支援

各地区地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、各地区地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例などに対し、事例解決に向けた後方的・直接的な支援を行う。

(2) 情報共有

毎月1回の定例会の開催などを通じて、センター間の交流を強化し、センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

6 具体的な業務

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談や高齢者に限らず複雑化する課題に対応する重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

イ 権利擁護業務

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

袖ヶ浦市地域包括支援センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援

- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(イ) 生活支援体制整備事業

袖ヶ浦市地域包括支援センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

(ウ) 認知症総合支援事業

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

また、袖ヶ浦市地域包括支援センターは認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいを開催する。

(エ) 地域ケア会議推進事業

センターは、個別課題の解決、支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につなげるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。なお、袖ヶ浦市地域包括支援センターはaからd、各地区地域包括支援センターはb及びcを実施するものとする。

- a 介護支援専門員へ的高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」とい

う。)に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるよう、介護予防訪問介護相当サービスや介護予防通所介護相当サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスの円滑な利用に努める。

(4) 一般介護予防事業

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

(5) 任意事業

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

ア 家族介護支援事業

(7) 認知症高齢者見守り事業

徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等、家族介護者の支援に努める。

(4) 家族介護教室事業

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

イ その他事業

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用して地域で

安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築等に務める。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用促進につなげる。

社会福祉協議会、関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努める。

(4) 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

議題(7) 令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

令和7年度指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務の委託について承認を求めるものです。

令和7年度指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託予定事業所

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体		令和7年度委託予定		
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名	袖ヶ浦市地域包括支援セ ンター	袖ヶ浦市長浦地区地域包 括支援センター	袖ヶ浦市平川地区地域包 括支援センター
1	1273400026	袖ヶ浦菜の花苑居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市神納4181-20	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会	○	○	○
2	1273400034	カトレアンホーム居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市蔵波2713ー1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会	○	○	○
3	1273400059	さつき会ケアマネセンター	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21	社会医療法人社団さつき会	○	○	○
4	1273400083	サニーヒル居宅介護支援センター	袖ヶ浦市久保田857-9	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市久保田857-9	社会福祉法人慈協会	○	○	○
5	1273400612	袖ヶ浦瑞穂居宅介護支援センター	袖ヶ浦市野里1452-4	2015/10/1	2027/9/30	東京都江戸川区瑞江1-3-12	社会福祉法人瑞光会	○	○	○
6	1273400794	入道雲	袖ヶ浦市下宮田525-2	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市下宮田525-2	株式会社正業	○	○	○
7	1273400851	袖ヶ浦ムツミ居宅支援センター	袖ヶ浦市神納796-10	2015/10/1	2027/9/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ケイティビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス	○	○	○
8	1273400893	介護相談みどりの風そでがうら	袖ヶ浦市下泉1425	2024/11/1	2030/10/31	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	社会福祉法人みどりの風	○	○	○
9	1273401016	AIST横田居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市横田1095	2021/3/1	2027/2/28	千葉県袖ヶ浦市阿部116-1	合同会社Next door	○	○	○
10	1273401032	居宅介護支援事業所わらく	袖ヶ浦市上泉1308	2022/8/1	2028/7/31	千葉県袖ヶ浦市上泉1308	有限会社ワイエム	○	○	○
11	1271100065	中郷記念館介護相談センター	木更津市井尻951	2020/4/1	2026/3/31	千葉県木更津市井尻951	社会福祉法人かずさ萬燈会	○	○	○
12	1271100446	金田在宅介護支援センター	木更津市中島2366-1	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市奈良輪535-1	医療法人社団恒久会	○		
13	1271100594	介護支援センターたんぼぼ	木更津市祇園2-30-21	2015/5/1	2027/4/30	千葉県木更津市大成906	有限会社リ・ライフ	○		○
14	1271101287	木更津ムツミ居宅支援センター	木更津市太田4-12-21	2019/11/1	2025/10/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン	○	○	○
15	1271102004	エルケア木更津ケアプランセンター	木更津市大和2-4-1 VIOS木更津B号室	2020/1/1	2025/12/31	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階	エルケア株式会社	○		
16	1271102111	ケアプランセンターしほな	木更津市清見台2-9-9	2020/6/1	2026/5/31	千葉県木更津市清見台2-9-9	合同会社H・S・N	○	○	
17	1271102293	かもめ指定居宅介護支援事業所	木更津市菅生689	2015/8/1	2027/7/31	千葉県木更津市菅生725-1	医療法人社団邦清会	○	○	○
18	1271102459	ケアマネジャー事業所シンフォニー	木更津市祇園3-26-6	2022/4/1	2028/3/31	千葉県木更津市祇園3-26-6	合同会社ル・リアン	○	○	
19	1271102806	フォレスト	木更津市大和2-6-8 103	2020/3/1	2026/2/28	千葉県木更津市矢那2390番地	株式会社ReCUEST	○	○	○
20	1273000073	株式会社ノバ・メディクス	君津市東坂田4-8-23	2020/4/1	2026/3/31	千葉県君津市東坂田4-8-23	株式会社ノバ・メディクス	○		
21	1273000883	居宅介護支援事業所るびなす	君津市長谷川1234	2023/4/1	2029/3/31	千葉県君津市長谷川1234	株式会社M&F			○
22	1272400100	姉ヶ崎居宅介護支援センター	市原市椎津2558番1（姉崎病院内）	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津2558-1	医療法人社団健老会	○	○	○
23	1272400837	ムツミ居宅介護支援事業所	市原市姉崎東3-3-7	2015/6/1	2027/5/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン	○	○	○

議題（7）資料

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体		令和7年度委託予定		
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名	袖ヶ浦市地域包括支援セ ンター	袖ヶ浦市長浦地区地域包 括支援センター	袖ヶ浦市平川地区地域包 括支援センター
24	1272401876	KT在宅サポートセンター	市原市姉崎東二丁目2番地6ケ イビル8階	2019/5/1	2025/4/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ケイ ビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス	○	○	○
25	1272404839	ケアプランなのはな	市原市中高根699-2	2024/8/1	2030/7/31	千葉県市原市中高根699番地2	株式会社あさのは	○	○	○
26	1272403096	ケアステーションちいきのわ居宅介護支援	市原市椎津生雁2644-1	2020/12/1	2026/11/30	千葉県市原市桜台2-7-14	株式会社ちいきのわ	○	○	○
27	1211110063	玄々堂君津病院	千葉県君津市東坂田4-7-20	2020/4/1	2026/3/31	千葉県君津市東坂田4-7-20	医療法人新都市医療研究会「君津」会	○		
28	1272400308	在宅介護支援センターグランモア和光苑	市原市椎津5番地1号	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津5-1	社会福祉法人和光会		○	
29	1270906108	生活クラブ風の村ケアプランセンター船橋	船橋市高根台6-2-22	2022/4/1	2028/3/31	千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1	社会福祉法人生活クラブ		○	
30	1271100024	グリーンパレス介護支援事業所	木更津市長須賀1329	2020/4/1	2026/3/31	千葉県木更津長須賀1309	社会福祉法人長須賀保育園			○
31	1273001519	星野ケアマネージャー事業所	君津市中野6-8-3	2023/8/1	2029/7/31	千葉県君津市中野6-8-3	合同会社 響	○	○	
32	1270502188	楽隠居	千葉市緑区おゆみ野南2-11- 1 オフィスおゆみ野202	2021/4/1	2027/3/31	千葉県市原市ちはら台西6-24-175	株式会社シャイニーケア		○	
33	1271101899	すまいるリハケアマネジャー事業所	木更津市真舟5-24-7	2019/5/1	2025/4/30	千葉県木更津市真舟5-2-3	すまいるリハビリサービス株式会社		○	
34	新規申請中	よこたケアマネ事業所	袖ヶ浦市横田2189-1	予定:2025/4/1		千葉県市原市大厩1827番地14	株式会社クローバーライフ	○	○	○
35	新規申請中	ケアマネジャー事業所シンフォニー市原	市原市東国分寺台2-6-19	予定:2025/4/1		千葉県木更津市祇園3-26-6	合同会社ル・リアン	○		

議題（８） 令和7年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

開催予定		
第1回	日時等	令和7年5月12日（月） 午後2時から 〔市役所北庁舎3階会議室3-1〕
	議事（案）	（１）令和7年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
第2回	日時等	令和7年6月30日（月） 午後2時から 〔市役所北庁舎3階会議室3-1〕
	議事（案）	（１）令和7年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について （２）令和6年度介護保険事業の実績について （３）令和6年度地域包括支援センター事業の実績について （４）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の令和6年度取組事業の進捗状況について （５）昭和・根形地区地域包括支援センターの開設について
第3回	日時等	令和7年9月24日（水） 午後2時から 〔市役所北庁舎3階会議室3-1〕
	議事（案）	未定
第4回	日時等	令和8年1月21日（水） 午後2時から 〔市役所北庁舎3階会議室3-1〕
	議事（案）	未定
第5回	日時等	令和8年3月23日（月） 午後2時から 〔市役所北庁舎3階会議室3-1〕
	議事（案）	（１）令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新結果について （２）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定更新結果について （３）令和7年度地域ケア会議の実績について （４）令和8年度地域包括支援センター運営方針について （５）令和8年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について （６）令和8年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

※日時等及び議事（案）については追加・変更となる場合があります。